

◇ 最上地区広域連合 国民健康保険料率について ◇

国民健康保険（国保）は、相扶共済の考えで成り立っている社会保障制度のひとつで、国民健康保険の加入者（被保険者）が、病気やケガ、出産・死亡した場合に必要な医療費等を保険料から支払うことで、自己負担が少なくなる利点があります。

近年は、医療の高度化、被保険者数の減少及び高齢化の進展等で医療費が増大する傾向にありますが、最上地区広域連合では、国保事業を広域化することで、安定した財政運営と負担軽減を図ることができる利点を生かした運営に努めています。

医療費の大切な財源である、国民健康保険料の納期限内の納付について、ご理解とご協力をお願いいたします。

【令和８年度の保険料率】

※令和８年度から子ども・子育て支援金分が新設されました。

	医療分	支援金分	介護分	子ども・子育て支援金分
所得割	6.7%	2.3%	2.0%	0.3%
均等割（１人あたり）	22,800 円	8,300 円	9,700 円	1,200 円
平等割（１世帯あたり）	24,000 円	8,400 円	6,600 円	800 円
特定世帯	12,000 円	4,200 円		
特定継続世帯	18,000 円	6,300 円		
賦課限度額 （対前年比）	670,000 円 （+10,000 円）	260,000 円 （変わらず）	170,000 円 （変わらず）	30,000 円 （新設）

【介護分について】

- ・介護保険第２号被保険者に該当するのは４０歳～６４歳までの方です。
- ・年度の途中で４０歳になる方は、４０歳の誕生月（１日生まれの方は前月）分から対象になります。
- ・年度の途中で６５歳になる方は、６５歳の誕生月の前月（１日生まれの方は前々月）分までが対象になります。

【子ども・子育て支援納付金について】

- ・令和８年度から新設された区分です。子ども・子育て支援法の改正により、国民健康保険の加入者は、年齢制限なくすべての加入者が対象となります。ただし、１８歳到達年度末（高校生年代）までの子どもについては均等割が１０割軽減され、実質的に負担はありません。その分を１８歳以上の加入者で負担することとなります。（１８歳以上均等割額１００円）